

各 位

> 会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス 代表者名 代表取締役社長 星﨑 尚彦 (コード:9263 東証スタンダード市場) 問合せ先 役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰

> > 話 03-6453-6644 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

雷

当社は、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 7 月 28 日開催予定の第 5 期定時 株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の当社子会社の事業領域の拡大及び多様化に備えるため、当社定款第2条の事業目的を追加 するものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する株主総 会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の 内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記 載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。 また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、 これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものでありま す。
- (3) 上記に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げ、字句の修正等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線部分は変更箇所)
現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理 2. コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売 3. 眼鏡用レンズ・フレームの輸出入、卸売、製造、販売 4. プリズム、センサー等眼鏡型ウェアラブル端末関連技術の研究開発、企画、製造、販売 および輸出入に関する事業	(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. 眼鏡の輸出入、製造、卸売、販売、修理 2. コンタクトレンズの輸出入、製造、卸売、販売 3. 眼鏡用レンズ・フレームの輸出入、卸売、製造、販売 (現行第4項を削除)

現行定款

- 5. 眼鏡販売業用機の販売、賃貸業
- 6. 補聴器の輸出入、製造、卸売、販売、修理
- <u>7</u>. 視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具 の販売
- 8. 光学機器販売修理
- 9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- 10. 健康食品、清涼飲料水の輸出入、製造、卸売、販売
- 11. 化粧品の輸出入、製造、卸売、販売
- 12. 時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品 の輸出入、製造、卸売、販売、修理
- 13. 古物営業法に基づく古物商
- 14. 損害保険の募集に関する業務
- <u>15</u>. 眼鏡等の学校、学習教育及び各種文化教育 等の経営

(第15項から第19項を新設) (現行第16項から第18項を 第28項から第30項に移設)

- 16. 医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の 輸出入、製造、卸売、販売
- 17. 飲食店の経営
- 18. 食料品、健康食品、日用雑貨品の販売
- 19. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 20. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 (第22項から第27項を新設)

- 21. 前1号から20号におけるフランチャイズ 経営、フランチャイズシステムによる加盟 店の募集及び加盟店の指導並びにフランチャイズ加盟による運営
- 22. 眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機 器の企画、開発、製造、販売、賃貸および輸 出入に関する事業
- 23. 眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の保守、修理等のサービスに関する事業
- 24. ウェアラブル端末用眼鏡フレームおよびレ ンズの企画、開発、製造、販売および輸出入 に関する事業
- 25. 眼鏡型ウェアラブル端末用ソフトウェアの 企画、開発、販売および輸出入に関する事業
- 26. 経営コンサルティング
- 27. 通信ネットワークを利用した情報およびコ ンテンツの仲介および提供に関する事業
- 28. 出版、放送、メディアおよびコンテンツに 関する事業

変更案

- 4. 眼鏡販売業用機の販売、賃貸業
- 5. 補聴器の輸出入、製造、卸売、販売、修理
- <u>6</u>. 視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具 の販売
- 7. 光学機器販売修理
- 8. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
- 9. 健康食品、清涼飲料水の輸出入、製造、卸売、販売
- 10. 化粧品の輸出入、製造、卸売、販売
- 11. 時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品 の輸出入、製造、卸売、販売、修理
- 12. 古物営業法に基づく古物商
- 13. <u>損害保険代理業及び生命保険</u>の募集に関する業務
- <u>14</u>. 眼鏡等の学校、学習教育及び各種文化教育 等の経営
- 15. 自家用自動車有償貸渡業
- 16. 自家用自動車有償運送事業
- 17. 一般貨物自動車運送事業
- 18. 一般乗用旅客自動車運送事業
- 19. 患者、要介護者及び高齢者等の搬送業務
- 20. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 21. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 22. 介護保険法に基づく訪問介護事業
- 23. 介護保険法に基づく第1号事業
- 24. 医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、
マーケティングの支援
- 25. 医療及びヘルスケア関連事業の経営支援
- 26. 医療及びヘルスケア関連人材の派遣、採用 支援、評価、教育、研修
- 27. 医療及びヘルスケア関連商品の輸入、開発、 製造、販売
- 28. 医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の 輸出入、製造、卸売、販売
- 29. 飲食店の経営
- 30. 食料品、健康食品、日用雑貨品の販売
- 31. 前1号から30号におけるフランチャイズ 経営、フランチャイズシステムによる加盟 店の募集及び加盟店の指導並びにフランチャイズ加盟による運営

(現行第22項から第25項を削除)

- 32. 経営コンサルティング
- 33. 通信ネットワークを利用した情報およびコンテンツの仲介および提供に関する事業
- <u>34</u>. 出版、放送、メディアおよびコンテンツに 関する事業

	(下線部分は変更箇所)
現行定款	変更案
29. インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業30. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業(第37項から第47項を新設)	35. インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業 36. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業 37. 広告の企画、制作及び広告代理店業 38. 雑誌、書籍、情報コンテンツの制作、編集、出版、販売及び放送業 39. 情報ネットワーク及びシステムの構築、運用、ソフトウェア制作及び販売 40. 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売 41. 通信販売業 42. 医療、健康に関する情報提供サービスその他のヘルスケア関連サービスの提供 43. 企業に対する従業員の健康上の課題の解決のための支援 44. 遺伝子検査その他の検査・解析に関するサービスの提供ならびに用具及び機器の販売 45. 医療機関における診療業務の支援
31. 前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 32. 前各号に附帯する一切の業務	46. イベント、プロモーションの企画、管理及 び運営 47. 有価証券の保有及び運用 48. 前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業 49. 前各号に附帯する一切の業務
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	_(削除)_
<u>(新設)</u>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
附則 第1条 <u>令和3年7月29日</u> における定款変更の効力は、同日から施行する。 <u>(第2条及び第3条を新設)</u>	附則 第1条 令和4年7月28日における定款変更の効力は、同日から施行する。 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 第3条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。

現行定款	変更案
(第4条を新設)	第4条 第2条乃至本条は、施行日から6か月を経 過した日または前項の株主総会の日から3か 月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを 削除する。

1. 変更の理由(2)の補足説明

2022年9月1日に「電子提供制度」が上場会社に対して強制適用されます。

これに伴い、2023年3月以降の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主様の皆様のお手元には簡易な招集通知(ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ)のみお届けすることになります。なお、本制度は株主様への情報提供を原則「書面」から「電子」に変更するものであり、情報量を制限するものではありません。

2023年3月以降の株主総会において、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「電子提供制度」の概要及び「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設の証券会社にお問い合わせいただくか、三井住友信託銀行株式会社の電子提供制度に関するウェブサイトをご参照ください。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 2022年7月28日(予定) 2022年7月28日(予定)

以上